

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>【高齢者だんらんの家について】 中野田自治会持ち分の土地に、「だんらんの家」という施設があります。この施設は中野田の住人以外に幅広く近隣の皆様に利用されています。年間頂いている補助金(156,000円)は施設の維持管理費として使わせて頂いております。この施設も築30年がたち老朽化が進んでいます。この施設は市にとってどの様な扱いの建物なのでしょう。お聞かせください。 リフォームしたくても自治会の予算では到底できません。補助金の申請対象にはならないでしょうか。</p>	<p>「高齢者だんらんの家」は、高齢者の福祉向上のため地域住民の社会福祉に関係する団体が設置及び管理し、一定の条件を備えているもので、地域の高齢者の趣味や娯楽、歓談の場として効率的な利用がされている施設を、市が指定しているものです。 「さいたま市高齢者だんらんの家設置助成要綱」により、設置者に対し市から建物借上経費(月額30,000円限度)及び光熱水費等の諸経費(月額13,000円限度)について予算の範囲内で助成しておりますが、施設のリフォームについては対象となっております。【保健福祉局福祉部高齢福祉課】</p>
2	<p>【道路の速度制限の設定について】 旧122号浦和学院前の信号から寺山陸橋の間、車の速度制限がありません。 当道路はカーブが多く浦和学院、浦和東高校の生徒が自転車通学をしている道路であり、速度制限の設定をお願いします。</p>	<p>浦和東警察署に要望内容を伝えました。警察としては、この路線を走行する車両のスピード測定を実施し、その結果により速度制限の設定をするかどうかの結論を出します、との回答を得ています。実施時期は平成26年7月10日(木)前後を予定しています。【緑区役所くらし応援室】</p>
3	<p>【道路の補修について】 多少強い雨が降るとくぼみのある箇所全体に雨水がたまり小学生の通学に支障をきたすため、道路の修理をお願いします。</p>	<p>官民境に雨水枡が設置されていますが、側溝上に雨水が溜まっているのを確認しました。平成26年7月末を目途に雨水を処理するための枡を新たに設置する予定です。【緑区役所くらし応援室】</p>
4	<p>【木の伐採について】 間宮ふれあい公園入口近くの大きな木が2本枯れています。万が一公園側に倒れると大変な事故になる恐れがあります。 地主と交渉して切ってもらえますか。</p>	<p>平成26年6月23日に現場を確認し、所有者宅を訪ね、要望内容を伝えました。【緑区役所くらし応援室】</p>
5	<p>【道路路肩について】 路肩を舗装して欲しい。 JR東川口駅より川口市差間地区への抜け道になっており、朝・夕の交通量は多い。路肩が崩れ凹凸の砂利道になっており車を避けるため片側に寄った場合危険である。</p>	<p>要望の内容について、現地確認を行いました。今後、路肩砂利部分の仮舗装をする方向で大門第二特定土地区画整理組合と調整中です。【都市局まちづくり推進部区画整理支援課】</p>
6	<p>【地下道の地下水対策について】 地下水(湧き水)を止めて欲しい。 下地区から国立武蔵野学院に抜ける国道122号線のトンネル(地下道)に1年中地下水が流れており、道路が常に水浸しになっている。冬期は凍結し危険である。</p>	<p>要望の内容について、現地確認を行いました。地下道両側に設置してある溝にゴミ等の堆積が見受けられましたので、平成26年7月末までに清掃を行います。また、地下水が地下道へ溢れないような対策についても今後検討していきます。【都市局まちづくり推進部区画整理支援課】</p>
7	<p>【生活道路の整備について】 前回地区懇談会にも提出させていただきましたが、この箇所は普段より交通量もかなり多く、普段でもすれ違いに苦労しているところです。特に、サッカーの時は混雑が著しく列をなし身動きできない状況です。 つきましては、地元地権者方の承諾を得られた箇所でも道路の拡幅ができるようお願いいたします。</p>	<p>ご要望されている市道0257号線につきましては、平成19年5月29日付で暮らしの道路整備申請を受理しております。 しかし、沿線地権者の中に、建築後退用地の寄付承諾をされただけでなく、整備にご協力いただけない方がおられたため、あらためて地元様に調整をお願いをした経緯がございます。 用地の寄付は無理でも、測量及び工事に対するご協力は路線に面する全ての方から必要です。 よって、要望書に署名されていなかった方にも署名をしていただき、当課に提出していただきたく存じます。 その後に、整備がどこまで可能か否かを含め、検討いたします。【建設局南部建設事務所道路安全対策課】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	<p>【道路舗装について】 地区の幹線道路で通過交通も多いので、舗装の亀裂や破損及び道路の凹み箇所があり、水たまり等により歩行者も苦慮しています。 舗装の直しをお願いします。</p>	<p>県道側付近の舗装については、良好と判断しましたが、案内図の北側部分につきましては、一部舗装の打替えを行う予定です。 なお、施工時期につきましては、今年中までに行いたいと考えております。【緑区役所くらし応援室】</p>
9	<p>【道路の停止線について】 909番地先の交差点で県道さいたま鳩ヶ谷線を大型車が左折する際に大きく回るため、県道さいたま鳩ヶ谷線の停止線で停止している車と接触しそうになり、車もバックすることができなくて危ない状況です。 停止線をファミリーマート寄りの公道まで、退くことができるようお願いします。</p>	<p>平成26年6月11日(水)浦和東警察署と現場にて立ち会いをしました。現在の停止線より、約5メートル下げた場所に停止線を引くよう指導されました。業者に発注し平成26年6月中旬に完了しております。【緑区役所くらし応援室】</p>
10	<p>【道路舗装と段差について】 舗装との段差があり、自動車がすれ違う時に車体を破損しそうになっている箇所がある。また、先の地震で総持院橋と舗装の継ぎ目に段差ができていますので、危険なので擦りつけをお願いします。</p>	<p>舗装との段差につきましては砂利ですりつけ、段差を解消します。また、総持院橋の段差についても舗装にてすりつけます。施工時期につきましては、平成26年7月末までに行う予定です。【緑区役所くらし応援室】</p>
11	<p>【道路の拡幅工事について】 野田小学校への通学路(元都市計画道路5号線)関係では、信号機及びポールを設置等の対応を頂いているところですが、通学児童等の交通事故防止を図るため、早急な道路幅員の拡幅工事をお願いしたい。 工事計画で、拡幅工事の着工及び完了見込み時期が判明しているのであれば併せてお願いします。</p>	<p>今年度は道路部門と連携し、事業実施に向けた現地測量を行います。(平成26年6月中旬に測量業者と契約済) 測量により現地の状態を正確に把握したのちに、拡幅部分の検討や設計・用地交渉になりますので、拡幅工事の着工及び見込みについては未定です。【環境局施設部環境施設課】</p>
12	<p>【新見沼大橋有料道路の料金無料化について】 国道463号線の新見沼大橋有料道路料金所を迂回するため、大崎地内通過の通勤車両等が増加している関係で、通学児童の交通事故抑止を考慮した場合、料金所を撤廃して、同架橋の料金無料化をお願いしたい。 同国道の新浦和橋料金所が撤廃された経緯もありますので、そのことも考慮してご一考くださる様お願いいたします。</p>	<p>新見沼大橋有料道路は、償還期間である平成38年11月まで、埼玉県道路公社が管理運営することとなっております。 有料道路は、道路利用者の料金収入で建設と維持管理費用をまかなうこととしており、現時点での無料化は、未償還額が多いことから、難しいと考えております。【建設局土木部道路計画課】</p>
13	<p>【見沼代用水東縁右岸道路の街灯設置について】 見沼代用水東縁右岸道路は、県立浦和東高校及び私立浦和学院高校の多数の生徒が自転車通学に利用している現状を踏まえた場合、交通事故防止及び犯罪の未然防止上から、同道路に農作物生産等に支障を生じない方法で街灯の設置(国昌寺橋～諏訪橋)をお願いいたします。</p>	<p>見沼代用水東縁右岸道路の街灯設置についてのご要望ですが、用水の管理用道路としての性格もあり、一般的な市道にはあるガードレールや外側線などの路面標示についても整備されていない状況です。加えて、電力供給用の電柱もないことから街路灯設置にかかる費用も増大し、その後の維持管理におきましても前述の道路整備状況を考えると一定以上の費用が掛かることが予想されます。また、近年設置しております、指向性が強く、照らしたい方向が限定できるLED街路灯であっても、隣接する農地への影響が少なからずあり、農作物生産の支障の有無につきましても判断しかねるところです。見沼代用水地内に街路灯が設置されている区間が限られていることから、農産物生産への影響を考慮のことと思われれます。 以上のことから、当該地区の街路灯設置につきましてはご要望に添いかねる結論となりましたが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。【緑区役所くらし応援室】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要(7月)

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
14	<p>【調整区域内のセットバック箇所】 調整区域では、家を増築する場合、センターからセットバック(消防法では2m)では決められているが、それを市には提供していないため、舗装にならないとのこと。これをどのようにすればこちらの言い分(市の道路としてほしい)が通るか知りたい。 家も建っているため、市道として認めていただきたい。</p>	<p>建築基準法第42条第2項による後退用地の市道移管及びその整備につきましては、以下のようにしております。 事業名称は「狭あい道路拡幅整備事業」になり、申請者が行っていただく必要内容は、 ① 後退用地の測量及び分筆登記を行っていただきます。 ② 後退用地を更地にしてください。 ③ ①及び②が完了したら、後退用地の寄付採納申請を行ってください。 その後の整備につきましては、市が元道と同程度の整備を行います。なお、水路の流末までに用地が確保できれば、側溝の敷設を行います。 担当する課につきましては、申請窓口は建築指導課、道路の管理は土木管理課、整備は道路維持課での対応になります。【建設局南部建設事務所建築指導課】</p>
15	<p>【調整区域でのくらしの道路の希望】 調整区域でのくらしの道路をお願いしたい。相続が終わっていないため、道路が広がらないのが現状。できれば、砂利道でもよいから、道路を広げていただきたい。</p>	<p>「暮らしの道路整備事業」は、市街化区域・調整区域問わず条件を満たしている路線の沿線の方々からの申請に基づき、市が整備を実施するものです。整備の実現に向けては、土地所有者の方に道路後退用地を寄付していただく必要があります。なお、相続問題があるとのことですので、一度担当課(南部建設事務所道路安全対策課)へ事前相談をしていただければと思います。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。【建設局土木部道路環境課】</p>
16	<p>【都市計画道路早期整備に関する要望書の回答】 都市計画道路(大門中野田)の早期整備に関する要望書を、平成24年3月26日付け大門中自治会会長と大門南自治会会長名で提出していますが、今のところ回答がない。計画がどのようになっているか教えていただきたい。</p>	<p>市内幹線道路整備につきましては、さいたま市道路整備計画(第2期)さいたまのみちづくりに基づき、整備を行っております。当路線につきましては、土地区画整理事業の予定区域となっております。今後は都市計画法の整理と周辺の道路整備状況を見据えながら判断していきたいと考えております。【建設局土木部道路計画課】</p>
17	<p>【道路の冠水について】 トレセンの受付脇の道路で、くぼみになっている側溝がある。その改善をお願いしたい。上からの雨水等で冠水して通れなくなる。</p>	<p>平成26年7月7日に現地立ち会い、昨年も柵を清掃しましたが、今年も清掃を希望とのこと。平成26年7月14日に業者に清掃依頼しています【緑区役所くらし応援室】</p>
18	<p>【パトロール強化要望】 ゴミゼロ運動で、見沼ヘルシーロードで上野田自治会館の方向へ歩いて行った時に、かなりゴミ(椅子、マットみたいなもの等)があった。パトロールをお願いしたい。</p>	<p>ゴミゼロ運動時は、ご協力ありがとうございます。見沼たんぼは、本庁(廃棄物指導課)において、パトロール等を実施しており、また、監視カメラなどを設置しておりますが、道路上にタンスやテレビなどが捨てられている状況を発見した場合は、緑区くらし応援室に連絡してください。現場を確認し対応を図ります。【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課/緑区役所くらし応援室】</p>
19	<p>【ヤツデ駆除要望】 上野田自治会館の前にヤツデがいて、道路から結構入ってくる。その駆除をお願いしたい。</p>	<p>平成26年7月7日現地調査を行い、公園管理事務所に連絡しました。(枝払いについては依頼済み) ヤツデについては、会長と現地立会いのための日程調整を依頼しました。【都市局南部都市・公園管理事務所】</p>
20	<p>【草刈り要望】 美園小学校PTAと自治会の懇談会があり、463バイパスの南側の通学路になっているところで、歩道と車道の隙間から草が生えている。だいたいきれいにはなっているが、所々70,80cm伸びているところがあり、まめに刈ってほしいという要望があった。</p>	<p>平成26年7月7日に現地調査を行い、一部分で、街路樹管理されていない箇所がありました。道路維持課と調整し、街路樹管理業者に依頼し、平成26年7月12日完了しました。【緑区役所くらし応援室】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>【スクールゾーンの塗り直し要望の状況確認】 122号線武蔵野線手前を左折する時にスクールゾーンがあるが、緑色の線が消えている。5月20日に浦和東警察署へ電話したら、くらし応援室へ連絡するという話になった。しかし、昨日通ったところ、まだ緑の線が舗装されていない。1ヶ月以上かかっており、警察からくらし応援室へ連絡がいないのかと思い、質問した。</p>	<p>業者には既に、発注済になっております。天気次第ですので今後1週間から2週間の予定です。(会長了承済みです)【緑区役所くらし応援室】</p>
22	<p>【道路整備要望】 大門神社横の坂道を下りた天久保用水の先に3mくらいの砂利道が用水に沿ってある。その先にURで造った6m位の道路と一緒にガードレールが造られ、通行人も通ることができなくなった。通行人(歩行者)が通れるよう、開けてもらうよう要望したが、事故が起きた時の責任に関わるため、開けられないというやりとりが2年前の懇談会であった。そこは未だに通れない。 美園小学校PTAと自治会の懇談会にて、用水を渡って、左右に3～5m位の砂利道があるが、あれをもう少し整備してくればよいという話があった。また、旧美園中学校の先に大きな橋についても、整備をしてほしい。市の管轄かURの管轄かが分からないので、所管課を教えてください。</p>	<p>UR都市再生機構と判明したため、会長に連絡しました。(会長了承済みです。)(【緑区役所くらし応援室】)</p>
23	<p>【道路の改善希望】 井沼方公園西南の角(東浦和2-15)付近について、雨が強く降ると道路の一部が水浸しになり、歩くことが難しくなる(信号付近)。 改善を要望する。</p>	<p>大雨警報が出た平成26年6月25日に現場を確認したところ、現場は水溜りにはなっていない状態であり、排水能力がありました。しかし、公園南側の道路の柵内には、落葉が堆積しておりましたので、柵の清掃を行います。また、井沼方公園からの雨水を含んだ土砂の流出もありましたので、信号付近にある公園内の側溝の堆積土砂を撤去しました。また、更に強い雨の場合にはコンクリート蓋よりもグレーチング蓋の方が、柵内に流入しやすいため、信号付近の2箇所の柵蓋交換を行います。柵清掃及び蓋交換につきまして、平成26年8月中に行う予定です。【緑区役所くらし応援室】</p>
24	<p>【公共資材の問合せ対応】 最近、近隣からの問い合わせ事項が多く自治会とのトラブルが発生して困っている状況である。何が原因かと申し上げると、カーブミラー・街灯が自治会を通さず、住民と話し合いで取り付けている。後で位置が悪い、人の敷地であるなどトラブルがあり困る次第である。 街灯・カーブミラーなどの公共資材は自治会・行政が監理しているものなので、今後は注意してほしい。</p>	<p>自治会からの要望だけでなく、個人からの設置要望も可能です。【緑区役所くらし応援室】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
25	<p>【下山口地区の道路、下水について】 下山口地区の道路と下水について要望する。 下山口地区は、住宅が調整区域地区のため制限があり、川口市と市境に位置した辺鄙な地区で、行政が力を遣いでくれないと困る。 道路・下水は後何年位で完備されるのか、計画があるのか、ないのか、回答を要望する。 巡回バス運行、公園(避難場所)など順次検討して下さるよう要望する。</p>	<p>下山口地区は、下水道事業の実施予定区域外であるため、すぐに下水道の整備を行う予定はありませんが、住宅が連担し、下水道整備による汚水処理が効果的であることから、現在、県道吉場安行東京線沿いの住宅地について下水道整備の検討を行っており、今後、埼玉県と事業計画区域拡大の調整を図っていきたくと考えております。【建設局下水道部下水道計画課】 道路の計画につきましては、現在、ありません。しかし、道路整備につきましては、「暮らしの道路整備事業」「スマイルロード整備事業」「狭あい道路拡幅整備事業」などの手法があります。 それぞれの窓口は、南部建設事務所の道路安全対策課、道路維持課、建築指導課になりますので、道路整備について担当部署との相談をお願いします。【緑区役所くらし応援室】 平成23年よりコミュニティバスや乗合タクシーなどの地域公共交通は、市が計画するものではなく、地域の方々が中心となり、「コミュニティバス等導入ガイドライン」により、バス事業者との協働により運行するものとなっております。【都市局都市計画部交通政策課／緑区役所区民生活部コミュニティ課】 ご要望がありました公園整備につきまして、お答えいたします。 下山口地区につきましては、芝川を挟んで西側に見沼通船堀公園がございますが、東南側の川口市に隣接する一部において公園が不足している地域と認識しております。また、現在当地区周辺において、一時避難場所として位置付けられた都市公園はございませんが、本市としましては、当地区のような公園が不足している地域について優先的に整備を進めていく方針でございますので、今回寄せられましたご意見につきましても、今後の公園整備において参考とさせていただきます。【都市局都市計画部都市公園課】</p>
26	<p>【防災センター防災展示ホールの自治会研修について】 大宮区にある防災センター防災展示ホールは、防災に関する項目について、市民が一貫して体験できる施設となっているが、救命救急に関しては、地元消防署と連携して別途手配することとなっている。高齢化社会が進展する折でもあり、自治会などが研修する際は、全て学習できるような施設となるよう検討願いたい。</p>	<p>現在、防災展示ホール内に救命講習を実施するスペースがないため、4階多目的ホールを活用して実施することは可能です(救急課との調整が必要となります)。【消防局予防部予防課】</p>
27	<p>【自転車専用路面表示希望】 内谷・水深地内に平成25年開通した広幅員3路線について、自転車専用の路面表示を検討願いたい。</p>	<p>さいたま市では、自転車の安全かつ快適な通行環境を計画的に整備するため、「さいたま市自転車ネットワーク整備計画」を策定しました。検討対象路線は日常生活において整備の必要性が高いと考えられる路線をネットワーク路線として約200km選定しました。整備にあたっては整備効果の早期実現のために、自転車利用が多い駅周辺や路線を優先的に整備していきます。ご指摘の路線は残念ながら現時点においては選定されておりませんが、今後この3路線が自転車ネットワーク検討対象路線としての要素が加味された場合再検討される場合もございます。【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
28	<p>【冬場における農業用見沼用水】 農業用である見沼用水は、冬場には殆ど流量はなくなるが、冬場でも一定量の水を流すことができないか。大地震の際に、水道水の安定供給も懸念され、広域火災発生時の消火用水源として有効と思われる。</p>	<p>水路の管理者であります見沼代用水土地改良区より次のような回答をいただいております。 見沼代用水土地改良区は農業用水の管理を行っており、非かんがい期については農業用水の権利を持っておりません。 ただし、現在非かんがい期(10月～3月)については見沼代用水路を使い、河川浄化を目的とした冬期通水を試験的に行っています(冬期試験通水)。その為、非かんがい期においても通水は行っております。 冬期試験通水については、国土交通省関東地方整備局、埼玉県、さいたま市、見沼代用水土地改良区などによる冬水懇談会が開催され、これにより協議されて西縁の通水量は決定されていません。 見沼代用水土地改良区の回答にもありましたとおり、冬期の試験通水に関しましては、様々な関係機関等との調整や、通水による影響なども十分検討する必要があるため、今後の課題としたいと考えております。【緑区役所区民生活部総務課】</p>
29	<p>【梅の郷遊水地に関する要望】 ①梅所排水路に流れる出口部分の監視の徹底 平成24年度懇談会で【浅間下地区の雨水排水路の能力確認および出水対策実施】を要望した。その結果、平成25年9月下旬に梅の郷遊水地から梅所排水路に流れる流量を調整していた堰が一部撤去されました。平成26年度から効果が出るかと期待しているが、ちょっとした雨でも出口部分の金網に大量の枯れ草が溜まる。 枯草などの付着ゴミが多い時には、担当部署に除去依頼をしているが、監視カメラを設置して、当局が常時監視し速やかにゴミ除去作業をするよう要望する。 ②遊水地の底部分の改善 遊水地の底部分は、一部を除き土面となっており、雑草が生い茂り、枯草の供給源となっている。底部分をセメント張りなどの対策を検討下さい。</p>	<p>市内の調整池については、河川の氾濫を抑制することを目的として建設された施設であり、調整池の機能を確保するために、日常において施設の点検、補修、除草、及び清掃等の維持管理を行っているところです。 梅の郷自治会館東側調整池は、現在のところ監視カメラを設置する予定はございませんが、ご要望いただきました調整池内の維持管理につきましては、今後も定期的な点検、除草作業、及びスクリーンに溜まったゴミの清掃等を、これまで以上に頻度を上げて対応していきたいと考えております。 また、調整池の底面をコンクリート張りとするにつきましては、厳しい財政状況の中、予算の確保に向けて今後検討してまいります。【建設局下水道部下水道維持管理課】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
30	<p>【町内環境美化と見沼用水沿い保全活動について】</p> <p><経緯と状況></p> <p>当自治会では、平成14年から町内美化活動を開始し、当初は“一斉清掃活動”と称して、主にポイ捨てのゴミ拾いを行ってきた結果、町内の道路や空き地のゴミは激減した(美化活動の平成25年度延べ参加人数は454人)。然しながら、国道に架かる浅間橋と、その上流の大牧橋との区間は通過道路になっているので、未だにポイ捨てや時にはテレビなど通常は回収されない粗大ゴミの捨て場にされている。加えて道路沿いの空間(堤塘敷)に駐車する車両も多く、周辺住民からの苦情の種となっている。更に、用水のフェンス沿いに誰かが植えた樹木が生い茂り、毛虫などの害虫被害やフェンス損傷の要因になっている。見沼土地改良区では毎年夏季に草刈りを二度ほど行う以外は特段の管理は行っていないので、当自治会では町内環境改善及び見沼の景観維持保全の見地から自発的に樹木の伐採や草取りを実施している。自治会員の有志10名ほどで“花咲かせ隊”を編成し、毎週一回の作業で花を植えたり草取りや樹木の剪定などを行っているが、手に余る作業は植木屋に頼んでいる(伐採費用など植木屋に支払った分だけで既に43万円を超えている)。</p> <p><問題点></p> <p>見沼代用水土地改良区は、堤塘敷の個人的な使用を認めていないが、沿道の一部住民は自分が使用する権利があるような考えで使っている。改良区で常時チェックできれば別だが、それは出来ないから自治会に接している部分だけでも自治会に管理を委ねてもらえば、逐次整備を進めてゆく旨を見沼代用水土地改良区に提案した。しかし、「不特定個人が無秩序に使用するよりは好ましいが、出来れば行政との連携で進めていくのが望ましい」との見解が示された。30年前に香梅会(老人会)発足を記念して、当時の先輩会員が植樹した梅並木の一部がフェンスを損傷する懸念が生じたので、これを伐採して代わりに若木をフェンスから離れた場所に植栽したが、見沼土地改良区から「許可していない」とクレームがきた。自治会での保全・管理を中止すれば、個人が無断で使用または植栽を行い、手に余れば放置される従来の悪循環が再現される。</p> <p><打開策></p> <p>見沼代用水土地改良区の求める“行政と自治会の協働による保全活動”を支援する制度づくりで、平成25年度の区長マニフェストである、「区民が身近な場所で花や緑を感じることができる取り組み」「緑地や水辺環境等、貴重な地域資源を保全する事業」の推進が図られるよう要望する。</p> <p><関連提案></p> <p>①公園・緑地や川沿いなどスペースに余裕がある空間に地元住民の手で花を育てる。</p> <p>②花の保護と歩行者の保護を兼ねて大きめの丈夫なプランターを行政が貸与する。そのモデルになる写真を添付。</p> <p>③デザイン、貸与条件、設置場所等の適否審査の基準等は複数の有識者を交えて検討する。</p>	<p>見沼代用水の堤塘敷きについては、行田市をはじめ16市2町と広範囲に渡っております。</p> <p>この堤塘敷きの使用に当たりましては、見沼代用水土地改良区(管理課)の許可が必要となります。</p> <p>以前は、用水路沿い自治会等から、例えば物置の設置等の申請を受け付けておりましたが、現在は受け付けていないことを確認しております。</p> <p>見沼代用水土地改良区では、自治会や一区役所ではなく、市全体の事業であれば申請が可能とのことで、前年度さいたま市では「見沼たんぼに日本一の桜回廊をつくろう」サクラサク見沼たんぼプロジェクト実行委員会を立ち上げ、桜の苗木を植樹したところであります。</p> <p>貴自治会より、町内環境美化と見沼用水沿い保全活動について、ご提案いただいておりますが、現状では大変難しい状況であります。【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成26年度 緑区対話集会開催概要（7月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
31	<p>【所有者不明の土地の対応】</p> <p>大牧1389-5の樹木、雑草が繁茂しているため、樹木、雑草刈などの必要があるが、土地所有者の移転先が不明であり、自治会員でもないため、連絡することができない。対応はどこになるか。</p>	<p>土地所有者を調査し、所有者に会い適正管理をお願いしました。平成26年7月14日所有者より連絡があり樹木、雑草を刈り込み終了しました。【緑区役所くらし応援室】</p>
32	<p>【当地区内排水路における、大雨時の浸水被害について】</p> <p>排水路が、大雨時に、近隣住宅に床下浸水の被害があった。また、水が引けた後には、大量の蚊が発生し、衛生上良くない状況にある。防虫剤散布の対応はなされているが、この排水路による浸水被害の原因調査、また、対応についてお願いする。</p>	<p>会梅自治協力会内の排水路の下流は、梅の郷自治会館東側の調整池に流入しております。この調整池は浅間下地区の雨水の排水先にもなっており、浅間下地区においても浸水被害が発生しておりました。そこで、浅間下地区の浸水対策として、調整池内の（流出抑制）堰の改良工事を昨年度下半期に施工しております。この改良工事の内容としましては、調整池から排出する流量を調整する堰を一部撤去し流量の向上を図りました。この改良工事に伴い、会梅自治協力会内の排水路についても、以前より流量の向上が期待できます。【建設局南部建設事務所下水道建設1課】</p>